

2017 年度

「認定描画療法士資格」新規申請ならびに更新申請の手順

認定描画療法士資格の取得ならびに更新を希望される方は、以下の手順で申請してください。
なお、資格取得ならびに更新の要件は本会ホームページ内に掲載の「資格認定規程および内規」
「資格取得と更新の要件」をご確認ください。

I 【申請書の作成】

1. 本学会ホームページより認定描画療法士資格「新規申請書」または「更新申請書」をダウンロードしてください。
2. 記入例をご参照のうえ、必要事項をすべて記載してください（会員番号が不明な場合は、会員番号の欄を空白にして提出してください。提出後に事務局で確認します）。

II 【添付書類】

新規申請

以下の 3 点を申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

1. 認定描画療法士資格研修会（基礎コース）の受講証明書
2. 描画等による実践経験を証明するための在職証明書または職歴証明書
※在職証明書ならびに職歴証明書の書式に定めはございませんが、申請書に記載された「描画等による実践経験」の期間と実施場所について明記されていることが必要です。
3. 本学会の大会の参加証明書または名札等の書類の複写
※大会 2 回分が必要です。
※大会前日のワークショップは除きます。

更新申請 ※本年度は2013年4月に資格を取得された第29号～第52号の方が対象となります。

以下の 1 および 2～5 のうちいずれか 1 点の合計 2 点を申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

【必須】

1. 認定描画療法士資格研修会（応用実践コース）の受講証明書

【以下より 1 点】

2. 本学会の大会の参加証明書または名札等の複写
※大会 2 回分が必要です。
※大会前日のワークショップは除きます。
3. 本学会の大会での発表抄録（共同発表を含む）の複写
4. 本学会の主催する研修会での事例提示を示す資料の複写
5. 描画に関する論文や著書を、申請者本人が公表したことを示す箇所の複写

Ⅲ【申請書類の郵送】

簡易書留やレターパック（日本郵便）など配達記録が残る方法で、申請書類一式を下記宛先へ申請受付期間内に郵送してください。なお 2017 年度の申請受付期間は 9 月 20 日から 10 月 20 日（当日消印有効）です。

< 郵送先 >

〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35 関西大学 総合研究室棟香川研究室気付
日本描画テスト・描画療法学会 資格研修事務局 宛

Ⅳ【認定費用】

資格認定費用は、認定描画療法士資格研修委員会で審査し承認後にお支払いいただきます。承認された方には 12 月中に振込み用紙を申請書に記載のご住所へ郵送いたしますので、お振込みください。振込用紙の通信欄には「資格認定料」または「資格更新料」と必ず記載してください。

なお、お振込みをもって認定の手続きが完了します。振込期限内に納入が確認できない場合は、資格の認定はできません。また、当該年度までの年会費につきましても未納のある場合は認定ができませんのでご注意ください。

Ⅴ【資格認定証の発行】

本資格を認定された方および更新された方は、本会ニューズレターで氏名を公表するとともに、2018 年 4 月頃に資格認定証を申請書に記載のご住所へ郵送いたします。

以 上